



令和8年2月27日

海上運送法に基づく事業の停止及び輸送の安全確保に関する命令文書の発出について

国土交通省北海道運輸局は、下記の事業者に対して海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施した結果、海上運送法等の法令に違反する事実を確認しました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条の14及び第19条第2項の規定に基づき、一般不定期航路事業の事業の停止及び輸送の安全の確保に関する命令を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和8年2月27日

2. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに検査概要

事業者の名称：株式会社太閤コミュニティー

事業者の住所：小樽市色内2丁目1-19

検査概要：令和7年9月24日、9月30日及び11月19日に海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、船舶安全法に基づく船舶検査証書の条件違反（夜間航行禁止違反）などの法令及び安全管理規程違反が確認された。

3. 命令の内容

【事業停止命令について】

海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条の14に基づき、令和8年2月28日から令和8年4月2日までの34日間、一般不定期航路事業の事業を停止すること。

【輸送の安全確保命令について】

命令事項及び違反点数等については別添参照。

【問い合わせ先】

- ・事業停止命令について

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課 崎野・高井
TEL：011-290-1011

- ・輸送の安全確保命令及び検査概要について

北海道運輸局海上安全環境部運航労務監理官 林・菊池
TEL：011-290-2773

別添

番号	命 令 事 項	違反点数
1	船舶所有者又は船長は、船舶安全法第18条に基づき、船舶検査証書に記載されている条件に違反して船舶を運航しないこと。	10点
2	特定小型船舶所有者は、船員法第118条の5第1項に基づき、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、特定教育訓練を実施すること。	
3	安全統括管理者は、海上運送法第22条第2項において準用する第19条の4及び安全管理規程第55条第4項に基づき、安全管理規程、安全統括管理者、運航管理者、安全方針及び安全重点施策に係る情報について外部に対して公表を行うこと。	1点
4	安全統括管理者は、海上運送法施行規則第23条の6第1項において準用する第19条の2の2第2項に基づき、毎事業年度の経過後100日以内に事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情報、事業の用に供する船舶の事故に係る情報について外部に対して公表を行い、その内容を北海道運輸局へ報告すること。	1点
5	一般不定期航路事業者は海上運送法第22条第2項において準用する第19条の10第1項及び同法施行規則第23条の2の規定に基づき、使用船舶を追加したときは、遅滞なく変更届出すること。	1点
6	一般不定期航路事業者は海上運送法第22条第2項において準用する第19条の10第1項及び同法施行規則第23条の2の規定に基づき、使用船舶の定員を変更したときは、遅滞なく変更届出すること。	勧告
7	経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。	1点
8	経営トップは安全管理規程第6条に基づき、安全管理にかかわる会社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、会社内部へ周知すること。	1点
9	経営トップは安全管理規程第7条に基づき、安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施すること。	1点
10	安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	2点
11	運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。	2点

1 2	経営トップ並びに安全統括管理者又は運航管理者は安全管理規程第20条に基づき、安全管理規程、運航基準、作業基準若しくは事故処理基準に変更が生ずることとなった場合は、安全管理規程を変更すること。	1点
1 3	運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航計画を作成又は改定する場合は、自らの職務を理解し、自らが主体となって、その安全性を検討すること。	1点
1 4	運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、配船計画を作成又は改定する場合は、使用船舶の安全性を検討し、船舶検査証書に記載されている条件に違反して運航しないこと。	10点
1 5	運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、特定教育訓練終了者を乗り組ませる等、航路に精通した船舶職員が乗り組むこととなっているか、その安全性を検討すること。	10点
1 6	運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び運航基準第4条の2に基づき、運航中止に係る情報、運航の可否判断の結果等を運行管理日誌に記録すること。	2点
1 7	運航管理者は安全管理規程第29条に基づき、水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報及び乗船した旅客数について把握し、船長に連絡すること。	2点
1 8	船長は安全管理規程第30条、運航基準第10条及び11条に基づき、出入港、航路の折り返し地点、運航基準図に定める地点及び着岸5分前について、運航管理補助者へ運航基準に定める事項を連絡すること。	2点
1 9	安全統括管理者等は、安全管理規程第38条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。	2点
2 0	船長は、安全管理規程第40条に基づき、船体、機関、諸設備、諸装置等について点検した事項を点検簿に記録すること。	5点
2 1	運航管理者は安全管理規程第41条に基づき、陸上施設点検簿を作成し、係留施設等の点検を実施した際は、その内容を記録すること。	1点
2 2	安全統括管理者及び運航管理者は安全管理規程第52条に基づき、運航管理補助者等に対し、安全管理規程等について安全教育を実施した際は、その概要を記録簿に記録すること。	2点
違反点数合計		58点
(うち輸送の安全に関する違反点数合計)		57点

備考

違反点数については、「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」(令和7年3月12日付け国海安第181号、国海内第240号、国海外第670号 国土交通省海事局長通達)によるものである。

以上